

薬剤師賠償責任保険 サイバー保険 クレーム対応費用保険 アンチ・ドーピング活動保険 加入のご案内



保険期間

2026年2月15日～2027年2月15日

制度の特長

日本薬剤師会のスケールメリットを最大に活用した、正会員だけの補償制度です。



公益社団法人
日本薬剤師会
Japan Pharmaceutical Association

1. 加入対象者について

日本薬剤師会の正会員（賛助会員は除く）であることが加入要件となります。非会員の方はご加入いただけません。

2. 補償の内容について

（1）薬剤師賠償責任保険

薬剤師賠償責任保険は、日本薬剤師会正会員である薬剤師の皆さまが安心して日々の業務に専念できるよう、薬剤師業務における偶然な事故によって、被害者に対して法律上の賠償責任を負うことにより被る損害に対して保険金が支払われる制度です。

① 薬局契約

開設者（法人代表者）もしくは管理薬剤師としての責任に備えるための保険です。開設者（法人代表者）、管理薬剤師、勤務薬剤師または従業員が行った医薬品・商品の販売、業務遂行上の行為、施設等に起因した事故により、保険期間中に他人の生命や身体を害した場合、または、他人の財産を損壊したため、法律上の損害賠償責任が生じた場合に、被保険者が支払わなければならない損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。ただし、1回の事故につき、損害賠償金は保険金額を限度とします。（当該薬局に勤務している薬剤師・登録販売者の、当該薬局勤務中に発生した賠償リスクも補償されています。）

■加入の対象者

日薬会員名簿に薬局、店舗販売業の「開設者」、「法人代表者」、「管理薬剤師」として登録されている日薬正会員（薬剤師の会員）の方で日薬会員登録されている場所での加入になります。複数店舗を開設している場合は、日薬正会員であるそれぞれの店舗の管理薬剤師にてご加入ください。なお、薬局契約に加入した正会員本人は、日薬会員名簿に登録のある薬局以外で行う業務も補償されておりますので、別途薬剤師契約への加入は不要です。

② 薬剤師契約

薬剤師として当事者責任に備えるための保険です。薬剤師が行った医薬品・商品等の販売や、業務遂行上の行為により、保険期間中に他人の生命や身体を害した場合、または、財物を損壊したため、法律上の損害賠償責任が生じた場合、薬剤師が支払わなければならない損害賠償金および費用（訴訟費用等）をお支払いします。ただし、1回の事故につき、損害賠償金は、保険金額を限度とします。

■加入の対象者

日薬正会員である薬剤師（加入に際し会員番号が必要です。）の方で日薬会員登録されている勤務先または自宅での加入になります。

■補償の内容

	基本プラン	充実プラン
補償内容（対象となる事故）	保険金額（補償限度額）	保険金額（補償限度額）
医薬品・商品等に係わる事故 ●調剤した医薬品や販売した商品等によって、また、患者・消費者に対して行った誤った情報提供によって、患者・消費者の身体を害したり、財物を損壊した場合の損害賠償金、弁護士費用など	1事故 1.5億円 (保険期間中 4.5億円)	1事故 2億円 保険期間中 6億円
初期対応弁護士費用（注1） ●患者・消費者に健康被害が発生するおそれがある場合、患者・消費者の対応について相談する弁護士費用 ※初期対応弁護士費用は基本・充実プラン両契約にセットされます。		
充実プランのみ 初期対応サポート特約（注2） （被害者対応費用担保追加条項） ●調剤誤りなどに伴い患者・消費者に健康被害が発生または財物を損壊するおそれがある場合、患者・消費者の対応に要した見舞金や見舞品購入費用（実費） （事故対応特別費用担保追加条項） ●調剤誤りなどに伴い、補償対象となる損害が発生するおそれがある場合、弁護士費用に加え事故現場の保存およびその記録に要する費用などの初期対応費用		（被害者対応費用担保追加条項） ・被害者1名： 5万円 ※死亡または後遺障害が生じた場合 5万円 ※入院した場合 3万円 ※上記以外の場合 1万円 ・保険期間中 20万円 （事故対応特別費用担保追加条項） ・保険期間中 1,000万円 限度
業務遂行中の法律上の賠償事故 ●患者・消費者に身体障害を負わせたり、死亡させた事故	対人1名につき 3,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 750万円 預かった財物に関する事故 1事故／期間中 50万円	対人1名につき 5,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 1,500万円 預かった財物に関する事故 1事故／期間中 50万円
薬局契約のみ 施設・設備に起因する事故 ●当該店舗の建物・設備に起因して生じた事故	対人1名につき 3,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 750万円	対人1名につき 5,000万円 対人1事故につき 1億円 対物1事故につき 1,500万円

※上記補償については、自己負担額はございません。※「預った財物に関する事故」で保険金をお支払いした場合には、お支払いした保険金の額を控除した残額をもって、その事故発生日以降の保険期間におけるこの「受託物」の保険金額とします。

（注1）初期対応弁護士費用とは、初期対応弁護士費用に関する追加条項のことをいいます。（注2）初期対応サポート特約とは、被害者対応費用担保追加条項と、事故対応特別費用担保追加条項をセットしたもので。

廃業後担保追加条項（薬局契約のみ）

通常、薬局を廃業（注3）により閉局した場合同時に保険は脱退することとなります。廃業前に調剤した薬剤は廃業後も一定期間服用等されることがあるため、本保険を脱退をしてしまうと、廃業後に発生した健康被害等による損害賠償を補償出来ませんでした。

この問題を解決するために、今般廃業前に調剤した薬剤に起因し、廃業後発生した患者の健康被害等による法律上の損害賠償責任を負った場合、保険期間終了後1年以内に限り補償出来るよう改定いたしました。

（注3）一部店舗の閉店も含みます。

刑事弁護士費用（薬局契約・薬剤師契約共通）

保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時（注）までに発生した弁護士費用または訴訟費

用などが保険期間につき500万円まで補償される特約が自動付帯となりました。

(注) 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時 (注4)

②裁判所が略式命令を発した時 (注5)

③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時 (注6)

(注4) ただし、検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなれた場合を除きます。 (注5) ただし、その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。 (注6) ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

(2) サイバー保険

※加入対象者は薬局契約に準じます。



■なぜサイバー保険が必要?

近年、ICT化の進展に伴い、薬局でも医療機関との情報共有や患者へのオンライン服薬指導、在宅医療にかかる多職種連携などにおいて、インターネット等のネットワークを通じたコミュニケーションが一般的となっています。また、レセプトコンピューター（レセコン）の他にも、スマートフォンやタブレットなど、薬剤師業務の質的向上や患者へのサービス向上のために使用される機器も多様化しています。一方、医療機関での情報セキュリティ事故も発生しており、不正アクセスを受け個人情報が含まれたメールが流出した可能性があるなどの深刻な事例もあります。多くの個人情報を取り扱う薬局は、狙われやすい業種の一つで、セキュリティ対策を含めたサイバーリスクへの備えが急務となっています。

2022年4月1日施行改正個人情報保護法により、事業者の責務が厳格化され、罰金の強化や漏えい報告の義務化等、規制が更に強化されています。

■対象となる事故

①サイバー攻撃

不正アクセスやDDoS攻撃、データの改ざん・破壊など薬局のシステムに対する外部からの攻撃などによる損害

②情報漏えい・おそれ

薬局の業務における情報漏えい、またはそのおそれによる損害

③デジタルコンテンツ不当事由

薬局の業務の一環としてのデジタルコンテンツの提供などによる名誉毀損やプライバシー侵害、著作権侵害などによる損害

④ITユーザー業務による偶然な事由

①～③の薬局の業務の一環としてのシステムの所有・使用・管理に起因する偶然な事由による損害（薬局内のシステム運用や利用における操作誤り、システムの不具合などの事故をいいます）

※使用者等の犯罪行為・背任行為等に起因して生じた損害も補償します。ただし、犯罪行為や背任行為等を行った使用者等自身の被る損害については補償しません。

■補償の内容

補償内容（対象となる事故）	加入プラン	
	保険金額 1,000万円プラン	保険金額 1億円プラン
第三者に対する賠償責任 ● サイバー攻撃、デジタルコンテンツ 不当事由、情報漏えいまたはそのおそれ、ITユーザー業務による偶然な事由によって、法律上の賠償責任を負担することによって被る、損賠賠償金や訴訟費用などをお支払します。	保険期間中 1,000万円	保険期間中 1億円
事故発生時の各種対応費用 ● サイバー攻撃の発生および情報漏えい等の発生に起因して生じる「事故対応特別費用」「サイバー攻撃対応費用」「情報漏えい対応費用」「法令等対応費用」の4種で、事故調査から解決／再発防止までの諸費用をお支払します。	保険期間中 300万円	保険期間中 3,000万円

※勤務薬剤師単位でのご加入はできません。

※お支払いの時は縮小てん補割合90%が適用されます。各種対応費用の保険金額は、賠償責任の保険金額の内枠での支払限度額になります。

緊急時サポート総合サービス（サイバー保険に自動セット）



サイバー保険では、そのような不安や課題を解消する
『緊急時サポート総合サービス』が自動セットされています。

損保ジャパンのグループ会社であるSOMPOリスクマネジメント(株)を通じて、緊急時に必要な一連の対応をワンストップで支援します！

『緊急時サポート総合サービス』の主なサポート機能

加入薬局の要請に基づき、下記の機能をSOMPOリスクマネジメント(株)と提携事業者により提供します。
対応にかかる費用は、サイバー保険の保険金としてお支払いします。

コーディネーション機能	調査・応急対応支援機能	緊急時広報支援機能	コールセンター支援機能	信頼回復支援機能
■必要となる各種サポート機能の調整 ■事故対応窓口との連携・アドバイスなど	■事故判定 ■原因究明・影響範囲調査支援 ■被害拡大防止アドバイスなど	■記者会見実施支援 ■報道発表資料のチェックや助言 ■新聞社告支援 ■事故に際し信用を毀損するSNS投稿などへの対応支援 ■WEBモニタリング・緊急通知など	■コールセンター立上げ ■コールセンター運営 ■コールセンターのクロージング支援など	■再発防止策の実施状況について報告書を発行など

※緊急時サポート総合サービスはサイバー保険で保険金がお支払いできる事故の場合にかぎり、ご利用いただけます。

※緊急時サポート総合サービスは日本国内での対応に限ります。※対応内容によって、全額をサイバー保険の保険金としてお支払いできない場合があります。

(3) クレーム対応費用保険

備えていますか？クレーム行為による業務妨害。

■ クレーム対応費用保険の特長

1

クレーム対応を熟知した専門相談窓口(クレームコンシェル)へ
無料相談が可能!!

2

クレームコンシェルが当事者間での解決は困難と判断した深刻な事案には
弁護士費用を補償!!

■ 加入者

「薬剤師賠償責任保険薬局契約」にご加入の開設者または管理薬剤師。

■ 補償対象者

- ①加入者
- ②①の薬局の役員および従業員、業務の補助者

■ 対象となるクレーム行為

薬局に対して行われる「暴力・脅迫・強要・威力・セクシャルハラスメント・不退去・偽計、風説の流布」の行為を指します。



受付時間：平日午前10時～午後6時まで

※ご利用は本保険の被保険者である薬局のみとなります。※クレームコンシェル常駐の弁護士からは一般的な法律相談や法制度上の助言をします。（個別具体的に法的な助言は行っておりません。）※クレームコンシェル常駐の弁護士との1回の相談時間の目安は15分となります。※保険加入前に発生しているクレームや、他の賠償責任保険での対応となる相談は対象外です。※「クレームコンシェル」が当事者間での解決困難と判断した事案の弁護士費用を補償します。日弁連リーガル・アクセス・センターを通じ弁護士を紹介することも可能です。

(4) アンチ・ドーピング活動保険

■ どんなとき補償対象となる？

主要競技大会機関、国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構を含みます。）が「アンチ・ドーピング規則違反」として公表したドーピングで起こる損害賠償請求を補償します。国内のアンチ・ドーピング規則違反の多くは意図的に行われたものではない、いわゆる「うっかりドーピング」です。薬剤師は調剤や医薬品の販売を通じて、選手等に関わり、アンチ・ドーピングの相談を受けることもあります。アンチ・ドーピング規則違反となった選手等から、薬剤師の責任を問われたとしても、薬剤師賠償責任保険では補償されません。

■ 補償の内容と保険料

補償内容（対象となる事故）	加入プラン				
	保険金額	示談	調停	判決	年間保険料(円)
損害賠償金 裁判所に訴訟提起され、判決に至った場合のみ対象	1億円	×	×	○ ※判決分のみ	2,700
争訟費用 損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用	1億円	○	○	○	
事故対応費用 損害賠償請求訴訟に対処するために支出した費用（文書作成費用、交通・宿泊費、原因調査費用）	1,000万円	○	○	○	
被害者対応費用 ドーピング違反が発覚し、被害者の方へお詫びを行う場合に要する費用（手土産代等）	1,000万円 (被害者1名につき5万円)	○	○	○	

中途加入保険料(円)	補償開始日(保険始期)は決済手続き完了日の翌日	申込日(申込締切日)
2月15日～ 6月13日	6月14日～ 10月13日	10月14日～ 2月13日
2,700	1,800	900

※保険契約全体で30億円までが限度となります。

※お支払する保険金の限度額等は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。※示談金・和解金は補償の対象外となります。

※（1）～（3）の保険に加入していない方も加入いただけますが、薬剤師単位での加入が必要です。

3. 保険期間と保険料

保険期間・加入方法

新規加入

- 保険期間 2026年2月15日午後4時～2027年2月15日午後4時
- 加入方法 web加入システムでの申込み(クレジットカード払い/コンビニ払い)
- 申込締切日 2026年2月14日

中途加入

- 保険期間 決済手続き完了日の翌日午前0時～2027年2月15日午後4時
- 加入方法 web加入システムでの申込み(クレジットカード払い/コンビニ払い)
- 申込日 隨時
- 保険開始日 決済手続き完了日の翌日

※決済完了につきましては、メール等でのご案内はございません。加入者マイページにログインの上、各自ご確認ください。



Web加入手続きサービス /

スマートフォンでも手続きOK

24時間いつでもアクセス

加入依頼書の提出不要です

Web加入手続きは
こちらから



加入方法 ▶ <https://www.nichiyaku-hoken.jp/>
日本薬剤師会HP > 薬剤師のみなさまへ > 日本薬剤師会について > 会員向け福利厚生のご案内 > 保険のお申し込み・ログイン
(マイページ) はこちら
※保険料のお支払いは、クレジットカードまたはコンビニ決済のみとなります。

保険料

年間保険料(薬剤師賠償責任保険: 団体割引20%適用)

※保険料のほかにシステム利用料として、加入する保険商品1件につき220円(税込)がかかりますので、ご了承ください。

※システム利用料とは、この保険制度の運営上必要な費用(マイページ運用保守費用など)に充当されるための費用です。

※コンビニ決済は1回の決済金額が5万円以上の場合、払込1回につき200円が別途かかります。合算でお支払いされる方はご注意ください。

薬局契約

薬局契約	加入プラン		補償内容		年間保険料(円)	中途加入保険料(円)		
			薬剤師賠償責任保険	オプション サイバー保険		補償開始日(保険始期日)は申込日の翌日	申込日(申込締切日)	2月15日～6月13日
薬局契約	基本プラン	薬局 A	保険金額1.5 億円		3,600	3,600	2,400	1,200
		薬局 B		保険金額 1,000 万円	17,100	17,100	11,400	5,700
		薬局 C		保険金額 1 億円	30,600	30,600	20,400	10,200
	充実プラン	薬局 D	保険金額 2 億円 初期対応サポート (お見舞い費用など特約付帯)		4,500	4,500	3,000	1,500
		薬局 E		保険金額 1,000 万円	18,000	18,000	12,000	6,000
		薬局 F		保険金額 1 億円	31,500	31,500	21,000	10,500
オプション	サイバーのみ	サイバー G		保険金額 1,000 万円	13,500	13,500	9,000	4,500
		サイバー H		保険金額 1 億円	27,000	27,000	18,000	9,000
オプション	クレーム対応費用保険		お支払いする弁護士費用の支払い限度額※	自己負担額	9,000	9,000	6,000	3,000
			1 事故 100 万円	期間中 200 万円		0 円		

※弁護士費用を保険金としてお支払いするのは、クレームコンシェルに相談があったうえで、損保ジャパンが承認した案件に関する費用のみが対象となります。
※クレーム対応費用保険は、薬局Aプラン～薬局Fプランの何れかにご加入の方のみお申込み可能です。サイバー保険のみの場合はご加入いただけません。

薬剤師契約

		補償内容概要	年間保険料 (円)	中途加入保険料(円)				
加入プラン				補償開始日(保険始期日)は申込日の翌日				
				申込日(申込締切日)				
基本プラン	薬剤師A	保険金額 1.5億円	1,950	2月15日～ 6月13日	6月14日～ 10月13日	10月14日～ 2月13日		
充実プラン	薬剤師B	保険金額 初期対応サポート(お見舞い費用など)特約セット 2億円	2,850	2,850	1,900	950		

4. 加入手続きについて(必要書類・申込方法・締切等)

締切日と入金日(引落日)

新規

申込締切日	補償開始日 (保険始期日)	決済手続き締切日
2月14日	2月15日	2月14日までに決済手続きを完了してください。

2月15日以降の申込は中途加入となります。
※クレジットカード会社からご加入者さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

中途加入(2月15日以降に申込み手続きをされる場合)

申込日	補償開始日 (保険始期日)	決済手続き締切日
随時	決済手続き完了日の翌日	補償開始希望日の前日までに決済手続きを完了してください。

※クレジットカード会社からご加入者さまへの請求スケジュールはクレジットカード会社により異なります。

変更(年度途中の加入者名変更・住所変更・解約など)

●各種変更手続き(住所変更・解約・プラン変更・管理薬剤師の変更など)につきましては、web加入システムにて変更手続き可能です。なお、薬局契約の各プランは加入する薬局(店舗)を補償する保険のため、薬局名の変更はweb加入システムではお手続きできません。住所移転等により薬局名を変更される場合は、加入者マイページ右上の「お問い合わせ」よりメールにてご連絡ください。

※マイページはログインIDを取得された方のみ操作可能です。(例:管理薬剤師AがログインIDを取得した場合は、管理薬剤師Aのみ操作可能となります。管理薬剤師AがログインIDを取得し、薬局契約と勤務薬剤師Bのために薬剤師契約をまとめて決済した場合、勤務薬剤師Bはマイページを操作することはできません。)

●加入プラン変更については、増額の変更のみ受付しております。

●ログインID取得者が変更になる場合は、変更後の契約者が「前ログインID取得者の名前(フルネーム)+薬局名+薬局電話番号」を加入者マイページのメニューにある「契約管理の引継ぎ」にご入力いただければ、変更後の契約者による各種変更手続きが可能です。

※ご注意ください※

契約者(ログインID取得者)が加入されている薬剤師契約は、当該契約者に紐づく個人契約のため新契約者は当該契約をご覧いただくことはできません。やむを得ない事情で解約等をご希望の場合は、加入者マイページ右上の「お問い合わせ」よりメールにてご連絡ください。

加入者証の発行について

●加入者証は、web加入システムのマイページ画面から閲覧可能です。必要に応じてご自身で印刷してください。操作方法等は、サイトのweb加入システム操作マニュアルをご確認ください。

※マイページはログインIDを取得された方のみ操作可能です。(例:管理薬剤師AがログインIDを取得した場合は、管理薬剤師Aのみ操作可能となります。管理薬剤師Aが、薬局契約と勤務薬剤師Bのために勤務薬剤師契約をまとめて加入した場合、勤務薬剤師Bはマイページを操作することはできません。勤務薬剤師Bがご自身の契約を確認する場合は、管理薬剤師Aと勤務薬剤師BそれぞれがログインIDを設定の上、決済を完了させてください。この場合、保険料の合算振込はできません。)

●加入者証は、保険料決済が完了し、ご登録内容が本会の会員情報と一致していることが確認でき次第、閲覧可能となります。

●お申込みいただいた時点の登録情報と本会会員情報が異なる場合は、加入者証出力まで時間を要しますが、加入要件を満たしている場合は保険料納入翌日から補償が開始しておりますのでご安心ください。

5. インボイス対応について

加入者マイページにて適格請求書(インボイス)に対応した領収書の出力が可能です。

出力回数は2回までとなっており、2回目の出力の際は「再発行」という文字が印字されます。

再々発行はできませんので、出力する際はご注意ください。

6. Q&A

Q1

私は薬剤師であり開設者（日薬正会員）です。

他の従業員は管理薬剤師（日薬正会員）、勤務薬剤師（日薬正会員）、勤務薬剤師（非会員）、事務員の4名です。この場合どのような加入方法がありますか。



（薬剤師・日薬正会員）



管理薬剤師
(薬剤師・日薬正会員)



（薬剤師・日薬正会員）



（薬剤師・日薬非会員）



（事務員）

A

薬局契約について

薬局契約に加入できる方は、日薬正会員の開設者である私または管理薬剤師であるAのどちらか1名です。（店舗ごとにかける保険のため、両名ともに加入する必要はありません。）複数店舗ある場合は日薬正会員である各店舗の管理薬剤師名でご加入ください。

薬剤師契約について

薬剤師契約に加入できるのは日薬正会員の3名です。薬剤師契約は薬局契約では補償されない休日診療所等、当該薬局以外で業務を行う方に加入をおすすめします。なお、薬局契約の加入者（開設者または管理薬剤師）は、薬局契約の中に加入者本人の薬剤師契約が含まれておりますので、別途薬剤師契約への加入は不要です。

事務員の取扱いについて

事務員は、日薬非会員のため薬剤師賠償責任保険にはご加入にはなれません。ただし、事故を起こした場合、開設者または管理薬剤師が薬局契約に加入していれば、管理責任部分については補償対象になります。

Q2

実務実習が義務化されたことに伴い、実習生が起こした事故は薬剤師賠償責任保険の対象になりますか？

A

実習生を管理している開設者（個人・法人代表者）もしくは管理薬剤師の方が、管理者として賠償責任を負うことが通例です。薬局契約は管理者の責任に備えるための保険ですので対象となります。

Q3

薬局従業員が1名増えました。保険料は変わりますか？

A

薬局契約の保険料は従業員数の増減による変更はなく一律です。

Q4

現在薬局契約に加入中です。申込をした管理薬剤師がこのたび異動になりました。

後任の管理薬剤師が再び申込をしなければなりませんか？

A

再び申込する必要はありませんが、加入者名の変更手続きを行う必要があります。詳しくは6頁をご確認ください。

Q5

薬局内の備品が壊れました。補償してもらえますか？

A

保険の対象となる方（被保険者）が所有・使用または管理する財物の損壊については、補償の対象になりません。

Q6

自転車で患者さんのご自宅にお薬をお届けすることができます。道中、自転車で通行人と接触しケガを負わせてしまった場合、お相手への賠償は補償対象になりますか？

A

加入薬局の業務として行ったものであれば、薬局契約で補償の対象になります。（薬局の自転車を業務外で使用した際の事故や、従業員の通勤中の自転車事故は加入薬局の業務に含まれないため、補償の対象にはなりません。）

Q7

店舗を廃業します。保険を脱退しますが、補償はどうなりますか？

A

薬局契約へご加入の薬局が廃業^(※)により脱退される場合、保険期間終了後1年以内に限り、廃業前に調剤した薬剤に起因し、廃業後発生した患者の健康被害等による法律上の損害賠償責任が補償されます。

(※)一部店舗の閉店を含む。詳しくは2頁をご確認ください。

7. お支払事例

(1) 薬剤師賠償責任保険

① 薬局契約・薬剤師契約

- 処方せんに記載された薬剤の指示を読み違え、10倍量を調剤し患者に渡してしまった。服用した患者の身体に異常が発生し、治療を要した。その結果、調剤した薬剤師が賠償請求を受けた。
- 服薬指導において、患者に誤った服用方法を指示してしまい、薬を服用した患者の容態が悪化し、治療を要した。その結果、その薬剤師が賠償請求を受けた（医薬品の販売または授与の有無は問いません）。
- 店内で商品を陳列している際に、患者に接触しケガを負わせてしまい、その薬剤師が賠償請求を受けた。

② 薬局契約のみ

- 従業員が、患者・消費者に医薬品、医薬部外品、健康食品等を渡す際に誤った説明をしてしまい、服用・使用した患者・消費者に身体の異常が発生し、治療を要した。その結果、その店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。
- 店舗内の床が濡れていたため、患者・消費者が足を滑らせ転倒しケガをした。その結果、その店舗の使用者もしくは監督者が賠償請求を受けた。

③ 充実プランのみ

- 調剤誤りなど*が発生したことにより、健康被害は発生しなかつたが、菓子折り見舞品を持参したため、費用負担が発生した。
※ ①分量誤り ②薬品誤り（期限切れなども含みます。）③誤って他人の薬を渡す ④説明不足が起因した患者の使用誤り等

★患者に健康被害の兆候が見られなくても、調剤誤りに伴うクレームへの対応など、事故時には見舞対応に係わる費用が生じることも考えられます。充実プランへの加入をおすすめします。

(2) サイバー保険



- 業務使用PCのウィルス感染により過去の電子メールが勝手に大量発信され、大量の個人・法人情報が漏えいした。
- 薬局HPへ掲載した写真や動画コンテンツに不適切な内容があり、他人の肖像権を侵害。
- 薬局HPが悪意のある第三者に書き換えられ、閲覧した取引先や患者にウィルスが拡散されたため、システムを中断させた。

(3) クレーム対応費用保険

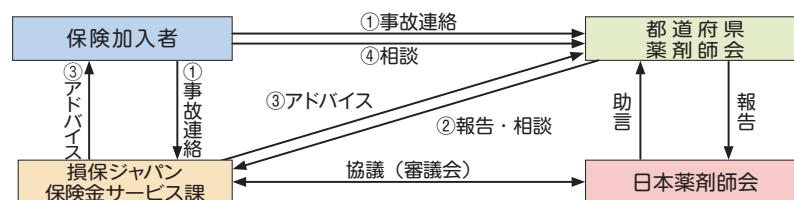
- 待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに薬剤師を罵倒した。
- 患者が薬剤師に対して執拗に連絡先を尋ねたり、抱きつく等のセクシャルハラスメントに該当するような行為を頻繁に繰り返した。
- インターネットで事実に基づかない書き込みをされ、風評被害が発生した。

(4) アンチ・ドーピング活動保険

- 事前の薬物検査で失格となり大会に出られなくなったため、旅費のキャンセル費用を賠償請求された。
- アドバイスに基づいて薬を服用した結果、ドーピング違反により3年間の資格停止処分となり、喪失利益を賠償請求された。

8. 事故発生時の対処のしかた

薬剤師賠償責任保険・サイバー保険の場合



(1) 事故の連絡

第一報は事故発生後、できるだけ早く損保ジャパン保険金サービス課および所属の都道府県薬剤師会へご連絡ください。被害者の方への最初の対応は不明な点や不安なことが多くあると思います。ご相談を受けた損保ジャパン保険金サービス課では専門担当者につなぎ事故発生時の被害者への対応や円満解決に向けたアドバイスなどをわかりやすくお伝えします。ご相談いただく連絡先は本パンフレットの裏面または、web加入システムで閲覧可能となる加入者証に記載されておりますのでご確認ください。あわせて都道府県薬剤師会への事故報告もお願いします。都道府県ごとにご連絡先が違いますのでご注意ください。

(2) 被害者（患者・消費者等）への対応

被害者とのご対応においてご加入者にご留意いただきたい点は以下の3つです。

- 最初の対応が一番重要になります。賠償責任の有無にかかわらず、誠意をもって対応してください。ただし、「保険で支払います」は禁句です。こちら側に賠償責任がない場合でも、安易に請求され、紛糾化する恐れがあります。

- ②被害者やその家族をお見舞いし、相手方の主張をよく聞いてください。専門家に相談のうえ善処する旨を伝え、安易な回答をしないような配慮が必要です。
- ③相手側との交渉は、事故を起こした薬剤師または開設者と被害を受けた方との直接の話し合いになります。その際には、隨時損保ジャパン保険金サービス課および所属の都道府県薬剤師会と連絡を取りながら行ってください（一部の自動車保険を除き保険会社はお客様にかわって示談を行うことはできません）。あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで損害賠償を認めたり、賠償金をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払い出来ない場合がありますのでご注意ください。

(3) 損保ジャパン保険金サービス課の対応

上記(2)③については、事故報告を受けた損保ジャパン保険金サービス課が、今後の対応についてご加入者にアドバイスをし、またご相談も承ります。

(4) 弁護士の依頼

弁護士を必要とする事故の場合は、損保ジャパン保険金サービス課よりご紹介することができます。その場合の費用も保険金から支払われます。

薬剤師賠償責任保険でお支払いする主な保険金

- 1 法律上の損害賠償金
 - ①身体賠償事故の場合 治療費、休業損失、慰謝料
 - ②財物賠償事故の場合 修理費、再調達費など
 - 2 被害者に対する応急手当、緊急処理などの費用
 - 3 訴訟となった場合の訴訟費用や弁護士報酬など（損保ジャパンの事前承認が必要です。）
- ※修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

事故がおきた場合

●必要な書類

	必要となる書類	必要書類の例
①	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故報告書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書（写）、メーカー・修理業者などからの原因調査報告書等
②	処方箋（原本もしくは写し）	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書等 ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票等
④	見舞金を支払った事実がわかる書類	見舞品購入費用の場合 領収証等 基本は左記対応としますが見舞金を支払った場合、薬局出納記録等を出してもらうことでも対応可能です。
⑤	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票等
⑥	公の機関や関係先などへの調査のために必要な書類	同意書等
⑦	被保険者の損害賠償責任の負担を確認できる書類	示談書、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、被害者からの領収書、承諾書等

（注1）事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●万一事故が発生した場合は、以下の対応も行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いて支払いを行う場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - (1) 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - (2) 上記(1)について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - (3) 損害賠償の請求の内容
2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
4. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
5. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、できるだけ早く通知してください。
6. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。

●被保険者（保険の補償を受けられる方）が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。

※本保険では、保険会社が被保険者（保険の補償を受けられる方）に代わり示談交渉を行うことはできません。

●損保ジャパンは、保険金を被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内にお支払いします。

ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ① 公的機関による捜査や調査結果の照会
- ② 専門機関による鑑定結果の照会
- ③ 災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
- ④ 日本国外での調査
- ⑤ 損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合

※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することができます。

- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

事故が起こった場合 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンおよび都道府県薬剤師会までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

●窓口 事故サポートセンター

TEL 0120-727-110

受付時間 平日：午後5時～翌日午前9時(土・日・祝日(12月31日から1月3日までを含みます。)は24時間)
※上記受付時間外は、損保ジャパンおよび都道府県薬剤師会までご連絡ください。

クレーム対応費用保険の場合

万一、保険金請求事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で損保ジャパンまたは取扱代理店に通知してください。
 - 事故発生の日時、場所、事故の状況
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.～3.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類(※)または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
※損保ジャパンが特に必要とする書類については、下記「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
④日本国外での調査 ⑤事故の内容や根拠が特殊である場合
- ※上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
- 事故時に必要となる書類

NO.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票など
②	弁護士委任状	弁護士に対応を依頼した際の委任状

(注1) 事故の内容に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- この保険契約では、この保険契約と同種の保険契約等（この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。）がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- 事故が起こった場合、専門相談窓口（クレームコンシェル）の電話番号は加入者証に掲載いたします。

9. 保険のあらまし(重要事項等説明)

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
- 加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組み

- 日本薬剤師会正会員向け保険制度では、下記のプランを用意しております。
- ・薬剤師賠償責任保険（賠償責任保険普通保険約款に薬剤師特約等各種特約をセットした保険）
 - ・サイバー保険（業務過誤賠償責任保険普通保険約款に、サイバー保険特約条項等各種特約をセットした保険）
 - ・アンチ・ドーピング活動保険（賠償責任保険普通保険約款に薬剤師特約等各種特約をセットした保険にアンチ・ドーピングに関する追加条項（薬剤師特約にセット可能）をセットした保険）
 - ・クレーム対応費用保険（費用・利益保険普通保険約款に業務妨害対応費用保険特約追加条項および各種特約をセットした保険）

保険契約者

- 公益社団法人 日本薬剤師会

保険期間

- 2026年2月15日午後4時から1年間となります。

申込締切日

- 5頁参照

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

- 引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

加入対象者：公益社団法人 日本薬剤師会の正会員

被保険者：(1)薬剤師賠償責任保険 (2)サイバー保険 (3)クレーム対応費用保険 (4)アンチ・ドーピング活動保険の加入者

お支払方法：薬剤師賠償責任保険・サイバー保険・クレーム対応費用保険・アンチ・ドーピング活動保険

- ①クレジットカード払い
- ②コンビニ払い

お手続方法：薬剤師賠償責任保険・サイバー保険・クレーム対応費用保険・アンチ・ドーピング活動保険

web加入システム 日本薬剤師会ホームページの薬剤師賠償責任保険・サイバー保険・クレーム対応費用保険・アンチ・ドーピング活動保険のサイトより申込み内容を入力してください。

中途加入：保険期間の中途でのご加入は、随時受付をしています。(詳細5頁)

中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、web加入システムのマイページから脱退(解約)手続きを行ってください。

団体割引：薬剤師賠償責任保険は団体割引20%を適用しています。

団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますのであらかじめご了承ください。

満期返れい金・契約者配当金 ●この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

薬剤師賠償責任保険

保険金をお支払いする場合

次の①から④に掲げる事故より、被保険者が法律上の損害賠償請求を負担することによって被る損害(以下「損害」といいます。)に対して、保険金をお支払いします。

① 医薬品等危険

被保険者の占有を離れた医薬品等に起因する事故

② 施設危険

施設または施設の業務の遂行に起因する事故

③ 商品危険

被保険者の占有を離れた商品に起因する事故

④ その他危険

①から③に掲げる危険の他に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)および薬剤師法(昭和35年法律第146号)に定める薬剤師としての業務(注)に起因する事故

(注)業務

介護をする者、介護予防の支援をする者等に対して行う居宅療養上の管理および指導ならびにこれらに付随する業務を含みます。

お支払いする保険金の主な内容

パンフレット9頁記載のとおり

保険金をお支払いできない主な場合

(1) 医薬品等危険について

① 保険加入者(被保険者)が故意、または重過失により法令に違反して生産・販売もしくは引き渡した商品等に起因する賠償責任

② 医薬品や商品の不良等により、本来メーカーが持つべき責任を肩代わりしたため、あるいは患者・消費者との間で、約束を取り交わしたために加重された賠償責任

③ 欠陥のあった医薬品、医療・介護用具等を取り換え、または修理するために要する費用

④ 転売される目的のために、販売または授与された医薬品等(医師、病院もしくは診療所の販売または授与された医薬品等を除きます。)に起因する賠償責任

⑤ 保険加入者(被保険者)または従業員が勤務中に被った身体障害

⑥ 患者・消費者に身体異常が発生しないで提起された請求。ただし、充実プランにご加入の場合、患者に身体異常が発生するおそれがある場合、見舞金等が保険金のお支払いの対象となります。

⑦ 商品または薬剤師法等に定める業務に起因し、発生した商品または業務の目的物の滅失、損傷もしくは汚損それ自体の賠償責任

⑧ 薬剤師法の規程に違反して行った業務に起因する賠償責任

⑨ 名誉毀損、または秘密漏えいに起因する賠償責任

⑩ 医薬品等または商品が被保険者の意図した効能または性能を発揮できなかったことによる賠償責任

など

(2) 施設危険について

① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任

② 自動車(原動付自転車を含みます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任

③ 給排水管、暖冷房装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用または家具用器具から排出、漏えい、汎らんする液体、気体、蒸気等による財物の損壊に起因する賠償責任

④ 屋根、とい、扉、戸、窓もしくは通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任

など

(3) 受託物危険について

① 受託物の自然の消耗もしくはかしまたは受託物本来の性質(自然発火および自然爆発を含みます。)またはねずみ食いもしくは虫食いなどに起因する賠償責任

② 受託物が委託者に引き渡された日から30日を経過した後に発見された受託物の滅失、損傷、汚損または盗取に起因する賠償責任

③ 受託物が貨幣・紙幣・有価証券・印紙・切手・証書・宝石・貴金属・美術品・骨董品・勲章・き章その他これらに類する物であった場合、その滅失、損傷、汚損または盗取もしくは詐取されたことに起因する賠償責任

など

(4) 刑事弁護士費用について

① 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害

② 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する損害

③ 被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件に起因する損害

④ 被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件に起因する損害

- ⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件に起因する損害
- ⑥ 被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件に起因する損害
- ⑦ 美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件に起因する損害
- ⑧ 所定の免許を有しない者が行った医療業務に起因する刑事事件に起因する損害

など

サイバー保険

お支払いする保険金の種類

第三者に対する賠償責任部分

サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、情報の漏えいまたはそのおそれ、ITユーザー業務による偶然な事由によって、損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る、次の①～③の損害に対して保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 法律上の 損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、料金、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定*がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。※業務の結果を保証することを含みます。
② 争訟費用	被保険者が損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
③ 協力費用	被保険者が損害賠償請求の解決のために支出した費用

事故発生時の各種対応費用部分 次の(1)～(4)について保険金をお支払いします。

(1) サイバー攻撃、デジタルコンテンツ不当事由、ITユーザー業務による偶然な事由によって、他人の損失等（他人の業務の休止または阻害、ソフトウェアもしくは電子データの破壊等の経済的な損失の発生をいいます）が発生するおそれのある状況を認識した場合または、サイバー攻撃の発生が客観的に明らかになった場合に、以下の事故対応特別費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 事故対応関連費用	<p>次のアからソに掲げる費用</p> <p>ア. 文書作成のために要する費用</p> <p>イ. 増設コピー機の賃借費用</p> <p>ウ. 事故現場の保存、事故の状況調査およびその記録に要する費用。なお、写真撮影費用を含みます。</p> <p>エ. 事故の原因調査および再現実験に要する費用</p> <p>オ. 事故の拡大の防止に努めるために要した費用</p> <p>カ. 事故の対応のために要する記名被保険者の使用人等の交通費および宿泊費</p> <p>キ. 通信費用および謝罪文の作成、送付等に要した費用</p> <p>ク. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当</p> <p>ケ. 臨時雇用費用</p> <p>コ. 新聞、雑誌、テレビ、ラジオもしくはこれらに準じる媒体による謝罪または再発防止に向けた取り組みを公表する等、信頼回復のための会見、発表、広告等のために支出した費用</p> <p>サ. コールセンターの設置、運営等の費用</p> <p>シ. 弁護士等への相談費用</p> <p>ス. 有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導等を受けるために要した費用</p> <p>セ. 記名被保険者がその事故について他人に損害賠償の請求をすることができる場合において、他人に対して損害賠償請求を行うための争訟費用</p> <p>ソ. 事故に関して、記名被保険者の信用を毀損するインターネット上の書き込み、投稿等に対応するために要した費用</p>
② 再発防止費用	発生した事故と同一の事象または同一の原因による事象が再び起きないようにするためのセキュリティ対策に要した一時的な費用（被保険者システムにおける事故の直接的な発生原因となった箇所にかかる費用にかぎります。なお、事故の再発防止を目的とした外部機関による認証取得にかかる費用および再発防止策の結果、再発防止策の実施状況に関する報告書発行費用等を含みます。）
③ データ復旧費用	記名被保険者が所有、使用もしくは管理する電子データもしくはデジタルコンテンツまたは記名被保険者のWEBサイトが事故により消失、改ざん、破壊等の被害を受けた場合における次のアまたはイに掲げる費用
④ 被保険者システム 修復費用	<p>ア. 被害を受けたものを事故の発生前の状態に修復または復旧する費用</p> <p>イ. 被害を受けたものと同種同等のものを再作成または再取得する費用</p>
⑤ 法人謝罪対応費用	事故により被保険者システムの損傷が発生した場合に要する次のアからウに掲げる費用

(2) サイバー攻撃のおそれが保険期間中に発見された場合(注)に支出するサイバー攻撃対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査費用	サイバー攻撃の有無を判断するために要した外部調査委託費用
② 遮断対応費用	被保険者システムの遮断対応を行うために要した外部委託費用
③ 事故対応関連費用	(1) ①エ、シおよびスに掲げる費用* ※ 実際にサイバー攻撃が生じていた場合に支出した費用を除きます。

(注) 公的機関からの通報、貴社がセキュリティ運用を委託している会社からの通報などにより発見された場合にかぎります。

(3) 情報漏えいまたはそのおそれを発見したこと(注)によって支出する以下の情報漏えい対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 認証取得費用	情報の漏えいまたはそのおそれの再発防止を目的とした第三者による証明または外部機関による認証の取得に係る費用
② 個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品 [*] の購入費用および見舞品 [*] の発送費用。この費用に関しては、1名あたり個別の限度額が設定されます。 ※有体物にかぎります。
③ 法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品 [*] の購入費用および見舞品 [*] の発送費。この費用に関しては、1法人あたり個別の限度額が設定されます。 ※有体物にかぎります。
④ 不正使用監視費用	漏えいした、またはそのおそれのある情報の不正使用を監視するための費用

名 称	損害の内容
⑤ 事故対応関連費用	(1) ①に掲げる費用
⑥ 再発防止費用	(1) ②に掲げる費用
⑦ データ復旧費用	(1) ③に掲げる費用
⑧ 被保険者システム修復費用	(1) ④に掲げる費用

(注) 情報漏えいの対象となる本人またはその家族への謝罪文の送付などによって発生したことが客観的に明らかになる場合にかぎります。

(4) 規制手続きもしくは、法令等に抵触するおそれがある場合において支出した以下の法令等対応費用について保険金をお支払いします。

名 称	損害の内容
① 調査・報告対応費用	次のアからキに掲げる費用 ア. 弁護士費用または有益な第三者のコンサルティングもしくは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用 イ. 文書の作成および公的機関への報告にかかる費用 ウ. 記名被保険者の使用人等の超過勤務手当、交通費および宿泊費 エ. 文書提出命令または当事者照会の対応にかかる費用 オ. 資料の翻訳にかかる費用 カ. 証拠収集費用 キ. アからカのほか、必要かつ妥当と認められる費用
② 訴追対応費用	公的機関からの規制手続きに関して確認判決または差し止め命令を請求するため法的手続きをを行うために負担した費用
③ 再発防止策定費用	事故の再発を防止するための計画の策定にあたって有益な第三者のコンサルティングまたは類似の指導を受けるために要した費用のうち、必要と認められる費用

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意。
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為。
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為。
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取されたこと。ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイの原因による場合を除きます。
 - ア. 火災、破裂または爆発
 - イ. サイバー攻撃またはITユーザー業務の偶然な事由による被保険者システムの損壊または機能の停止
 - ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害を除きます。
 - ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
 - ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
 - ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
 - ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
 - ⑪ 戦争等（以下のアからウに掲げるものをいいます。）
 - ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - イ. アの過程または直接的な準備として行われた国家関与型サイバー攻撃
 - ウ. 国家関与型サイバー攻撃のうち、被害国家における重要インフラサービス、安全保障または防衛に重大な影響を及ぼすもの
 - ⑫ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合、前払支払手段の不正な操作や不正な資金移動等
 - ⑬ 記名被保険者が金融機関である場合、金融商品等の取引や手続き、システムもしくは現金自動預入支払機を通じて行われる資金または財産の移転等

【事故発生時の各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中止、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかつたこと

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

アンチ・ドーピング活動保険

保険金をお支払いする場合

主要競技大会機関、国際競技連盟および国内アンチ・ドーピング機関（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構を含みます。）が「アンチ・ドーピング規則違反」として公表したドーピングで起こるドーピングに起因した損害賠償請求に備えます。損害賠償金については裁判所に訴訟提起された判決に至った判決金を補償します。

お支払いする保険金の主な内容

- ① 損害賠償金：裁判所に訴訟提起され、判決に至った場合のみ対象
- ② 争訟費用：損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用
- ③ 事故対応費用：損害賠償請求訴訟に対処するために支出した費用（文書作成費用、交通・宿泊費、原因調査費用）
- ④ 被害者対応費用：ドーピング違反が発覚し、被害者の方へお詫びを行う場合に要する費用（手土産代等）

保険金をお支払いできない主な場合

被保険者が次の①から⑦に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 被保険者または被保険者の業務の補助者の犯罪行為のおそれまたは他人に損害を与えるおそれがあることを予見しながら行った行為に起因する賠償責任
- ② 身体の障害または財物の損壊に起因する賠償責任
- ③ 人格権侵害もしくは宣伝障害または秘密漏えいに起因する賠償責任
- ④ 業務の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ⑤ 通常の業務の範囲でない行為に起因する賠償責任
- ⑥ 業務の再遂行に要する費用に係る賠償責任
- ⑦ 保険契約締結の当時、保険期間開始前に発生した原因または事由により、保険期間開始後、被保険者に対し損害賠償請求がなされることを知っていた場合もしくは過失によってこれを知らなかった場合において、その原因または事由によって生じた賠償責任

クレーム対応費用保険

用語のご説明

用語	用語の定義
【クレーム行為】	被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が補償対象者に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。
【クレームコンシェル】	損保ジャパンが指定するクレーム行為を解決するための相談窓口をいいます。
【実費】	収入印紙代、郵便切手代、賃写料、交通費、通信費、宿泊費、調査費用その他弁護士が委任事務処理を行ううえで支払いの必要が生じた費用をいいます。
【訴訟費用】	調停、審判および抗告に要する費用を含みます。
【調査費用】	翻訳料、調査料等の費用をいいます。

保険金をお支払いする場合

保険金を支払う損害は、被保険者が第三者からのクレーム行為を被った場合に、そのクレーム行為を解決するために、弁護士費用を被保険者が負担することによって生じた損害を保険金として支払います。ただし、被保険者がクレーム行為を被り、解決が困難なものであるとして、被保険者がクレームコンシェルに支援を要請し損保ジャパンが承認した場合にかぎり保険金を支払います。

弁護士費用保険金

被保険者が被ったクレーム行為について、弁護士に委任することによって発生する相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用および偶然な事故に対応するために要した実費で、必要かつ有益な費用をいいます。

なお、顧問料および日当は含みません。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。

- ①保険契約が初年度契約である場合において、保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ②この保険契約が継続契約である場合において、初年度契約の保険期間の開始時より前に被保険者がクレーム行為を被った場合、または被るおそれのあることを知っていた場合もしくは知ったと合理的に推定される場合
- ③次のアまたはイに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害。ただし、イに掲げる者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって損害が生じた場合において、他の者が受け取るべき金額については、この規定を適用しません。
 - ア. 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人
 - イ. 保険金を受け取るべき者またはその法定代理人でアに掲げる者以外の者
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波による損害
- ⑥核燃料物質または核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
- ⑦被保険者の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- ⑧クレーム行為を行った者に対して、被保険者が損害賠償請求を行うことによって生じた損害
- ⑨クレーム行為を行った者に対して、被保険者の債権を回収することによって生じた損害
- ⑩薬剤師賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害
- ⑪日当および顧問弁護士の顧問料

など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入における注意事項（告知義務等）

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人がご記入ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

(1) 保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

＜告知事項＞ 加入依頼書等の記載事項すべて

(2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

(1) 保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ（※）取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等の記載事項の変更（例）保険金額等ご契約内容を変更される場合など ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

（※）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。）

(2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者（ご加入者）の住所などを変更される場合

(3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできることやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

(4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。＊中途加入の場合の補償開始日（保険始期日）は、6頁に記載しております。

5. 事故がおきた場合の取扱い 本パンフレットの9頁をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

●損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 個人情報の取扱いについて

●保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧いただき、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

10. 保険適用地域について

●賠償責任保険・クレーム対応費用保険の保険適用地域は日本国内、サイバー保険の保険適用地域は全世界となります。

保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

●一般社団法人 日本損害保険協会そんぽADRセンター

TEL 03-4332-5241（全国共通）

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・12/30～1/4は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 <https://www.sonpo.or.jp/>

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいた有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2ヶ月を経過しても加入者証が閲覧できない場合は、日本薬剤師会までご照会ください。

問い合わせ先(取扱代理店)

● 本制度の窓口 契約者および取扱代理店 お問い合わせ内容 各種変更手続・資料請求・会員確認・入金確認・商品内容・契約内容・加入方法

公益社団法人 日本薬剤師会 総務部 会計・厚生課 損害保険担当

〒160-8389

東京都新宿区四谷3丁目3番地1 7階

TEL 03-3353-1190 FAX 03-3353-6270

受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日、祝日、年末年始を除きます。)

● 引受保険会社(各都道府県問い合わせ窓口) 受付時間 平日の午前9時から午後5時まで

2025年11月1日時点

都道府県	事故に関するお問い合わせ	電話
北海道	北海道火災新種保険金サービス第一課	011-222-4011
青森	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
岩手	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
宮城	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
秋田	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
山形	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
福島	仙台火災新種保険金サービス課	022-298-2280
茨城	茨城火災新種保険金サービス課	029-302-5161
栃木	栃木火災新種保険金サービス課	028-627-8195
群馬	群馬火災新種保険金サービス課	027-223-5120
埼玉	埼玉火災新種保険金サービス課	048-658-6555
千葉	千葉火災新種保険金サービス課	043-252-1800
東京	医師・専門賠償保険金サービス課	03-3349-5394
神奈川	神奈川火災新種保険金サービス第一課	045-661-2626
新潟	新潟火災新種保険金サービス課	025-244-5191
富山	富山保険金サービス第一課	076-441-3375
石川	金沢火災新種保険金サービス課	076-232-2434
福井	福井保険金サービス第一課	0776-21-6128
山梨	山梨保険金サービス第一課	055-237-7289
長野	長野保険金サービス課	026-228-7331
岐阜	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903
静岡	静岡火災新種保険金サービス課	054-254-1291
愛知	愛知火災新種保険金サービス第二課	052-953-3903
三重	愛知火災新種保険金サービス第一課	052-953-3911
滋賀	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717
京都	京都火災新種保険金サービス課	075-343-6717
大阪	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238
兵庫	兵庫火災新種保険金サービス課	078-371-1017
奈良	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238
和歌山	大阪火災新種保険金サービス第三課	06-4704-2238
鳥取	松江保険金サービス課	0852-21-9755
島根	松江保険金サービス課	0852-21-9755
岡山	岡山火災新種保険金サービス課	086-232-3665
広島	広島火災新種保険金サービス課	082-243-6364
山口	下関火災新種保険金サービスセンター	050-3798-2085
徳島	四国火災新種保険金サービス課	087-825-0897
香川	四国火災新種保険金サービス課	087-825-0897
愛媛	四国火災新種保険金サービス課 (松山駐在)	089-946-0044
高知	四国火災新種保険金サービス課 (高知駐在)	088-822-6217
福岡	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910
佐賀	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910
長崎	長崎保険金サービス課	095-821-0090
熊本	熊本火災新種保険金サービス課	096-326-9020
大分	大分保険金サービス第二課	097-538-3724
宮崎	宮崎保険金サービス第一課	0985-27-7137
鹿児島	鹿児島火災新種保険金サービス課	099-812-7512
沖縄	福岡火災新種保険金サービス課	092-481-0910

引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-9746 受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで